津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱

平成１８年１月１日訓第２９号

改正　平成２２年３月３１日訓第２２号
平成２２年６月２８日訓第４５号
平成２４年１月１３日訓第２号
平成２５年１月８日訓第１号
平成２５年３月２９日訓第２０号
平成２６年１月９日訓第１号
平成２７年１月８日訓第１号
平成２７年９月１８日訓第７３号
平成２８年２月９日訓第２号
平成２９年１月３１日訓第４号
平成３０年２月９日訓第１号
平成３１年１月９日訓第１号
平成３１年３月２９日訓第１０号
令和２年１月８日訓第１号
令和２年３月３０日訓第１７号
令和２年１２月１８日訓第６５号
令和３年９月２４日訓第５７号
令和４年３月３１日訓第３３号
令和４年９月２９日訓第７８号
令和４年１２月２７日訓第８８号
令和５年９月１４日訓第５０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、放課後児童クラブの円滑な運営を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成に資するため、津市補助金等交付規則（平成１８年津市規則第４４号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「放課後児童クラブ」とは、津市教育委員会が別に

定める津市放課後児童クラブ運営基準に適合する団体で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

⑴　対象児童の数が５人以上（子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成２８年府子本第４７４号）第３条第５号に規定する事業に係る交付金の対象となる場合にあっては、１人以上）であること。

⑵　その開設日数が年間２５０日以上であること。

（名称）

第３条　第１条の補助金は、「放課後児童クラブ運営費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第４条　補助金は、本市の区域内における放課後児童クラブに対して、運営費をその対象として、これを交付するものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表のとおりとし、予算で定める範囲において、これを交付するものとする。

（交付申請の期限）

第６条　規則第３条第１項の別に定める期日とは、毎年度６月末日とする。ただし、年度の中途に開設する放課後児童クラブにあっては、この限りでない。

（添付書類）

第７条　規則第３条第１項第４号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

⑴　放課後児童クラブの規約又はこれに類する書類

⑵　放課後児童クラブ児童（入会・退会）名簿

⑶　放課後児童クラブ支援員名簿

⑷　その他市長が必要と認める書類

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓は、平成１８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓の規定は、平成１８年度分以後の年度分の補助金について適用し、平成１７年度分以前の年度分の補助金については、合併前の津市放課後児童

クラブ運営費補助金交付要綱（平成１４年４月１日施行）、久居市学童保育事業実施要綱（平成元年１０月１日施行）、香良洲町放課後児童クラブ活動事業実施要綱（平成１５年４月１日施行）又は白山町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成１２年白山町要綱第６号）、安濃町学童保育事業費補助金交付要綱（平成１７年４月１日施行）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の例による。

附　則（平成２２年３月３１日訓第２２号）

この訓は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月２８日訓第４５号）

この訓は、平成２２年６月２９日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年１月１３日訓第２号）

この訓は、平成２４年１月１６日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年１月８日訓第１号）

この訓は、平成２５年１月１１日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年３月２９日訓第２０号）

この訓は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年１月９日訓第１号）

この訓は、平成２６年１月１０日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年１月８日訓第１号）

この訓は、平成２７年１月９日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年９月１８日訓第７３号）

この訓は、平成２７年９月２４日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年２月９日訓第２号）

この訓は、平成２８年２月１０日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年１月３１日訓第４号）

この訓は、平成２９年２月１日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年２月９日訓第１号）

この訓は、平成３０年２月１３日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成３１年１月９日訓第１号）

この訓は、平成３１年１月１１日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３１年３月２９日訓第１０号）

この訓は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１月８日訓第１号）

この訓は、令和２年１月９日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和２年３月３０日訓第１７号）

この訓は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月１８日訓第６５号）

この訓は、令和２年１２月２４日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２４日訓第５７号）

この訓は、令和３年９月３０日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月３１日訓第３３号）

この訓は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月２９日訓第７８号）

この訓は、令和４年９月３０日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和４年１２月２７日訓第８８号）

この訓は、令和４年１２月２８日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和４年１０月１日から適用する。

附　則（令和５年９月１４日訓第５０号）

この訓は、令和５年９月１４日から施行し、改正後の津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

１　補助基本額

補助対象児童数	基準額（年額）
１人以上１９人以下	２，５５８，０００円－（１９人－補助対象児童数）×２９，０００円 補助対象児童数が５人以上９人以下で、国庫補助金の対象とならない場合 新設の放課後児童クラブにあっては、 １，１１８，０００円 既設の放課後児童クラブにあっては、 ９１４，０００円
２０人以上３５人以下	４，７３４，０００円－（３６人－補助対象児童数）×２６，０００円
３６人以上４５人以下	４，７３４，０００円
４６人以上７０人以下	４，７３４，０００円－（補助対象児童数－４５人）×６９，０００円
７１人以上	２，９１７，０００円

備考

１　補助対象児童数とは、放課後児童クラブの利用登録をし、１箇月単位で利用料を納めている小学生の１月当たりの平均人数（一時利用者等で、日額利用料等で対応している児童を除く。）をいう。

２　補助対象児童数の算出は、支援の単位ごとに行うものとする。

３　新設の放課後児童クラブとは年度末現在において、開設してから３年以内の放課後児童クラブをいい、既設の放課後児童クラブとは年度末現在において、開設してから３年を経過した放課後児童クラブをいう。

４　国庫補助金の対象とならない補助対象児童数が５人以上９人以下の新設の放課後児童クラブに対する補助は、開設年度、その翌年度及び翌々年度限りとする。ただし、事業実施期間が１年未満のときは、月割りによって計算するものとする。

５　国庫補助金の対象とならない補助対象児童数が５人以上９人以下の既設の放課後児童クラブに対する補助は、児童数が５人以上９人以下になった年度以降に初めて申請した年度、その翌年度及び翌々年度限りとする。

２　補助加算額

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">長時間開所加算</td><td>平日分</td><td>４０９，０００円に次により算出される時間を乗じた金額
補助金の交付年度において、開所時間が１日６時間を超え、かつ、午後６時以降に開所した時間の年間平均時間数</td></tr>
<tr><td>休日分</td><td>１８４，０００円に次により算出される時間を乗じた金額
補助金の交付年度において、開所時間が１日８時間を超える時間の年間平均時間数</td></tr>
<tr><td rowspan="7">障害児加算</td><td>障害児１人又は２人の受入れ</td><td>職員を１人配置する場合
年額　２，００９，０００円</td></tr>
<tr><td>障害児３人以上５人以下の受入れ</td><td>職員を２人配置する場合
年額　４，００９，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害児６人以上８人以下の受入れ</td><td>職員を２人配置する場合
年額　４，００９，０００円</td></tr>
<tr><td>職員を３人以上配置する場合
年額　６，００９，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害児９人以上の受入れ</td><td>職員を２人配置する場合
年額　４，００９，０００円</td></tr>
<tr><td>職員を３人配置する場合
年額　６，００９，０００円</td></tr>
<tr><td>職員を４人以上配置する場合
年額　８，００９，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">開所日数加算</td><td>１９，０００円に基準開所日数２５０日を超える開所日数を乗じた金額</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期休暇支援加算</td><td>１９，０００円に長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合に該当する開所日数を乗じた金額</td></tr>
</table>

備考
1　平日とは休日以外の日をいい、休日とは学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日等をいう。 2　障害児とは、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当を受給する児童又は医師、児童相談所等の公的機関からこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童をいう。 3　開所日数とは、平日は３時間以上、休日は８時間以上開所する日数とする。ただし、児童の利用が実際にない場合の閉所は、開所日数から差し引かない。 4　補助金加算額については、年額を１２で除した数を、１箇月単位で加算することができる。 5　補助金加算額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 6　国庫補助金の対象とならない補助対象児童数が５人以上９人以下の放課後児童クラブについては、補助金加算の対象とならないものとする。

３　放課後児童クラブ送迎支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童クラブ送迎支援	年額　５２１，０００円
備考 送迎を行うためのバス等の車両に係る経費については、燃料費のみ対象とする。	

４　放課後児童支援員等処遇改善等支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童支援員等処遇改善等支援	1　家庭、学校等との連絡、情報交換等の育成支援のうち、いずれかの業務に従事する職員を配置した場合 １支援の単位当たり　１，６７８，０００円 2　１に加え、地域との連携、協力等の育成支

	援のうち、いずれかの業務に従事する常勤職員を配置した場合 １支援の単位当たり　３，１５８，０００円
備考 １　開所時間は、平日につき、午後６時３０分を超えて開所するものとする。 ２　対象となる経費は、放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当及び通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金とする。	

５　小規模放課後児童クラブ支援額

区分	基準額（年額）
小規模放課後児童クラブ支援	年額　６２５，０００円
備考 １　補助対象児童数が１９人以下の放課後児童クラブを対象とする。 ２　対象となる経費は、２人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費とする。	

６　ひとり親家庭利用料支援額

区分	基準額（月額）
ひとり親家庭利用料支援	児童１人当たり　月額３，０００円
備考 １　三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要領（平成９年６月４日施行）第３条第３号に規定する補助金の交付要件を満たす放課後児童クラブを対象とする。 ２　児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブを対象とする。	

７　放課後児童クラブ運営支援額

区分	基準額（年額）
建物賃借料補助	３，０６６，０００円
土地賃借料補助	６，１００，０００円
移転関連費用補助	２，５００，０００円

備考

１　学校敷地外の民家、アパート等（土地賃借料補助にあっては、土地）を活用して運営する放課後児童クラブを対象とする。

２　建物賃借料補助の対象となる経費は、平成２８年度以降に新たに放課後児童クラブを開設する際に必要な建物に係る賃借料（開設年度にあっては、開設前月分の賃
借料及び礼金を含む。）とする。ただし、所有権移転ファイナンス・リース契約（建物リース契約（賃貸借期間の中途において解除することができない建物に係る賃貸借契約又はこれに準ずる賃貸借契約であり、当該賃貸借に係る賃借人が当該賃
貸借に係る建物からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、
当該建物の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものをいう。）のうち、所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第１２０条の２第２項第５号イ又はロに該当するものをいう。）に係る費用は、対象外とする。

３　土地賃借料補助の対象となる経費は、平成２８年度以降に新たに放課後児童クラブを開設する際に必要な土地に係る賃借料とする。ただし、運営主体が社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の８第２項の規定に基づき市長に届け出て、事業を実施する法人である放課後児童クラブは、対象としない。

４　土地賃借料補助は、放課後児童クラブの開設年度限りとする。

５　移転関連費用補助の対象となる経費は、受入児童数を増やすためにより広い専用区画（津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年津市条例第２３号）第９条第１項に規定する専用区画をいう。）を有する場所又は防災対策としてより耐震性の高い建物へ移転するための費用（移転前の運営場所に係る原状回復費用を含む。）とする。

８　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善支援	次の１から３までに定める額の合計額（９１９，０００円を上限とする。） １　放課後児童支援員を配置した場合　対象職員１人当たり　１３１，０００円 ２　おおむね経験年数が５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講したものを配置した場合　対象職員１人当たり　２６３，０００円 ３　２の条件を満たすおおむね経験年数が１０年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にあるものを配置した場合　対象職員１人当たり　３９４，０００円
備考 １　放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組を設けることを目指し、又は設けている放課後児童クラブ（平成２８年度の賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等や毎月決まって支払われる手当）により行われているものに限る。）を対象とする。 ２　対象となる経費は、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当及び通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金とする。 ３　経験年数の期間は、当該年度の４月１日現在において算定するものとする。	

９　放課後児童クラブ環境改善支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童クラブ環境改善支援	１，０００，０００円
備考 １　対象となる経費は、既存の放課後児童クラブにおける設備の更新等又は防災対策若しくは防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入に係	

る費用とする。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間を経過していること。

２　１クラブにつき、設備の更新等、防災対策の実施又は防犯対策の実施それぞれ１回限りとする。

１０　放課後児童クラブ育成支援体制強化支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童クラブ育成支援体制強化支援	１支援の単位当たり　１，４５１，０００円

備考

１　対象となる経費は、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用とする。

２　年額を１２で除した数を、１箇月単位で交付することができる。

１１　放課後児童支援員等処遇改善支援額

区分	基準額（年額）
放課後児童支援員等処遇改善支援（月額９，０００円相当賃金改善）	１支援の単位当たり　１１，０００円（補助基準単価）×賃金改善対象者数×事業実施月数

備考

１　対象となる経費は、放課後児童支援員等処遇改善支援事業（月額９，０００円相当賃金改善）を実施するために必要な給料、職員手当、共済費（法定福利費等の事業主負担分）、賃金、委託料及び補助金とする。

２　賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、１箇月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の１箇月当たりの勤務時間数で除して得た常勤換算値（非常勤職員数）を加えたものをいう。

３　補助基準単価とは、職員１人当たりの月額９，０００円相当の賃金改善額に、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を加えたものをいう。